

令和4年9月～

安全パトロール点検表					
工 事 名	檀紙町58号線 道路改良工事				
工 事 場 所	昭和町1丁目				
工 期	令和4年9月18日～令和4年12月2日				
施 工 業 者 名	尾形建設(株)	請負金額	26668.4千円	進捗率	21%
現 場 代 理 人	高野 善和	作業内容	型枠ばらし		
点 検 項 目	点 検 細 目			現場満点	評 点
安 全 管 理 体 制	□現場代理人の常駐及び表示 (10点) (公共工事標準請負契約約款・10条2項 10条3項に除外事項あり)			10	10
	□施工計画書の常備 (5点)			5	5
	□施工体系の表示 (2か所) (建設業法 24条の7) (5点) (施工体系台帳の常備) (建設業法 24条の8)			5	5
	□安全管理組織表の表示 (5点)			5	5
	□緊急連絡網の表示 (5点) (土木工事安全施工技術指針 1-4-5- (3))			5	5
	□保護具の着用 (アゴひも確認・安全帯) (5点) (労働安全衛生規則 539条、518条及び519条第2項)			5	5
安 全 施 設 及び 標 識 ・ 標 示	□工事中標示板の適切な内容及び設置 (5点) (香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-3)			5	5
	□第三者に対する交通安全対策 (10点) ・安全標識の適切な設置 (公衆災害防止対策基準 第3章 第17)			10	10
整 理 ・ 整 頓 消火器・救急品	□就業者の為の安全標識及び墜落 (10点) ・落下防護柵・昇降施設の設置 (労働安全衛生規則 540条、518条、519条、526条)			—	—
	□現場事務所内・倉庫内の整理整頓 (5点) 及び衛生設備の設置(香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-6)			5	5
	□事務所の消火器の備付(労働安全衛生規則 289条) (3点) 火元責任者の選任と表示 (消費期限の確認) (消防法施工令第4条第2項)			3	3
	□救急用品の備付(事務所衛生基準規則 第5章23条) (2点)			2	2
	□安全旗の掲揚 ↑安衛則633.635 (2点)			2	2
	□仮設電気設備と正副・施錠の確認の状況 (5点)			—	—
	□現場の整理整頓 (資材の管理状況) (5点) (香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-4)			5	5

点 検 項 目		点 検 細 目		現場満点	評 点
免許・資格関係 の携帯及び表示	各種免許・技能講習・特別教育	(各3点)	3	3	
	☐ 車両系建設機械(労働安全衛生法 61条、59条3項)				
	☐ 玉掛(労働安全衛生法61条1項 労働安全衛生法施工令 20条16項)(クレーン等安全規則 221条)				
	☐ 移動式クレーン(クレーン等安全規則 67条、68条)				
	☐ その他				
	各種作業主任者	(各3点)	—	—	
	☐ 土止め支保工(労働安全衛生規則 374条)				
	☐ 地山掘削(労働安全衛生規則 359条)				
	☐ 型枠支保工(労働安全衛生規則 246条)				
	☐ 足場組立工(労働安衛生規則 565条、36条、39条)				
各種建設機械 及び 施工方法状況	☐ その他				
	☐ 建設工事に必要な届出	(2点)	2	2	
	(例：道路占用 道路法 32条・道路使用 道路交通法 77条 工事計画書 労働安全衛生法 88条)				
	☐ 建設業の許可票(建設業法 40条)	(5点)	5	5	
	労災保険成立票(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施工規則 77条)				
	(注) 協力業者も含む				
	☐ 各種機械の点検整備	(各3点)	6	6	
	(労働安全衛生法 45条)(労働安全衛生法施工令 15条)				
	☐ 適切な機械選定(香川県土木工事標準仕様書 1-4-32-4)	(5点)	5	5	
	☐ 適切な玉掛用具(クレーン等安全規則 215条～218条)	(5点)	5	5	
安全パトロール点検結果の詳細は、上記のとおりで総合評価 97 点でした。 総評 路片崩壊防止	☐ 掘削・切土等の適否(労働安全衛生規則 356条、534条)	(10点)	10	10	
	☐ 作業に対しての誘導者・合図者・監視人等	(各3点)	3	3	
	・誘導者(労働安全衛生規則 151条の6、7、8等)				
	・合図者(労働安全衛生規則 151条、159条、171条の2第2項 189条、194条の12、517条16の2項等)				
	・監視人(労働安全衛生規則 349条4項、536条)				
	(酸素欠乏症等防止基準 13条、25条の2項)				
	☐ 第三者に対しての交通整理員及び誘導員の配置	(各3点)	6	6	
	(公衆災害防止対策基準 第3章第14)				
	小 計			112	112
	点検項目による 採 点	評点÷現場満点×95% (満点95点) (A)		95	
その他総括的 評 価	理由 (±5点) (B) 土留設置が出来ている。 車止の設置が出来ている。		2		
合 計 (A+B)					
安全パトロール点検結果の詳細は、上記のとおりで総合評価 97 点でした。 総評 路片崩壊防止					
点 検 年 月 日	令和4年11月4日		点 検 者	安全委員会	